石巻市離島地域通信環境整備費補助金交付要綱 新旧対照表

 改
 正
 現
 行

 (補助対象事業等)
 (補助対象事業等)

(簡切內象事未可

第3条 (略)

事業の	補助対象者	補助対象
区分		経費
(略)	離島地域に住所を	(略)
	有し、現に居住す	
	る者又は <u>同地域で</u>	
	事業を営む法人	
	(個人事業主を含	
	む。)、団体等	

(補助金の交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者 (以下「申請者」という。)は、衛星コンステレーション送受信設備(以下「設備」という。)の設置が完了したときは、完了した日の属する年度内に石巻市離島地域通信環境整備費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)~(3) (略)

(4) 申請者が離島地域以外に所在する 法人(個人事業主を含む。)、団体等の 場合は、補助対象設備を設置する場所 を示す書類

2 (略)

第3条 (略)

事業の	補助対象者	補助対象
区分		経費
(略)	離島地域に住所を	(略)
	有し、現に居住す	
	る者又は <u>同地域に</u>	
	所在する法人(個	
	人事業主を含	
	む。)、団体等	

(補助金の交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者 (以下「申請者」という。)は、衛星コンステレーション送受信設備(以下「設備」という。)の設置が完了したときは、完了した日の属する年度内に石巻市離島地域通信環境整備費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)~(3) (略)

2 (略)